

【事案Ⅱ－９】通院共済金請求

・平成 28 年 7 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

被共済者が、本件共済契約中の平成 26 年 8 月に、高速道路上での追突事故（以下「本件事故」という。）により頸椎捻挫等の傷害を負い通院をした。本件共済契約における通院共済金の支払いを求めたが、解約日である平成 26 年 9 月末日の翌日以降の通院については、共済契約に基づく共済期間が終了しているとして、支払われないことを不服として申立てがあった。

<申立人の主張>

通院共済金として、93,000 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件共済契約の解約による共済期間終了日翌日以降の本件事故による通院についても、本件共済契約に基づく本件通院共済金の支払いを求める。
- (2) その根拠について、本件共済契約の締結時ないしは解約時における被申立人の説明義務違反ないし誤った説明による責任を主張している。具体的には、以下の 3 点である。
 - ① 申立人は、本件共済契約を解約手続書類の返送によって解約するに先立ち、2 度にわたり、共済団体に対して電話による問い合わせを行い、その際に解約をしても解約前の事故による通院については解約月後も通院共済金の支払を受けることができるとの説明を受け、この説明を信じて本件共済契約の解約をしたものであるから、説明どおり、通院共済金を支払うことを求める。
 - ② 本件共済契約に基づく通院共済金の支払に関して、契約終了後については、解約前の事故による通院についても本件通院共済金の支払は行われたい旨が共済契約のしおりに記載されていることを被申立人の主張の根拠としていることに対して、そのようなしおりを契約締結の際に見たこともないし、また、後日送付を受けたしおりの文言は解約後の通院共済金の支払いを否定する内容ではない。
 - ③ 本件共済契約に関する本件解約連絡を申立人の配偶者が解約手続書類送付前に電話によって被申立人に行った際に、申立人が本件事故によって通院をしていた事実を被申立人は把握していたのであるから、解約後は、通院を続けても通院共済金が支払われない旨を説明すべきであったにも関わらず、被申立人はそのような説明をしなかった。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

本件共済契約において災害通院共済金は「共済期間中の通院」について支払うものと定められているところ、本件共済契約は、申立人からの解約申し出によって終了し、その共済期間はこれにより終了しているのであるから、解約日の翌日以降の通院について通院共済金を支払う義務はない旨を主張している。

申立人の上記主張の①について、申立人の主張する解約後も解約前の事故による通院については通院共済金が支払われる旨の説明があったことを否認し、申立人の指摘するところを踏まえて通話記録を精査したが、その指摘に該当する通話記録は存在していない旨陳述している。

また、②については、本件共済契約締結の際の重要事項説明書には、契約のしおりを確認するよう求める記載があり、契約のしおりは共済契約の締結後、契約者に送付されており、さらにその内容として、本件共済契約における通院共済金は、共済期間中の通院について支払われる旨の記述があるので、本件共済契約の締結の際に本件通院共済金が支払われないことについての説明に欠けるところはないと主張している。

さらに③についても、本件解約連絡を申立人の配偶者から被申立人が受けた際に、解約によって保障が終了になることを伝えており、説明に欠けることはなかったと主張している。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人及び共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 本件共済契約は、申立人の解約の申し出により終了し、その共済期間は同日をもって終了しているところ、本件共済契約において、災害通院共済金は「共済期間中の通院」について支払うものとされているのであるから、本件共済契約上、共済期間終了後である通院については、その支払義務はないというほかはない。
- (2) 本件共済契約の締結に際して用いられた「重要事項説明書」には、「契約成立後に『ご契約のしおり』を送付します。共済金支払や契約後の取扱事項、通知事項等の詳細は、必ず『ご契約のしおり』をお読みください。不明な点はお問い合わせください。」と記載されており、「ご契約のしおり」には、通院共済金の支払い対象が共済期間中の通院に限られることが明記されている。なお、本件共済契約の加入に係る新規加入申込書の記載によれば、申立人はその申込みに際し重要事項説明書を確認し、またはその確認の機会を与えられているものと推認され、また、申立人は「ご契約のしおり」を見たことがないと主張するが、重要事項説明書の記載によれば、「ご契約

のしおり」は契約成立後に加入者に送付する運用がされているものと認められ、本件において、その送付がされなかったことを疑わせる特段の事情は窺えないから、本件共済契約に当たっても申立人に送付されていると推認すべきである。したがって、本件共済契約の締結に際し、被申立人の説明に欠けるところがあったと認めることはできない。

- (3) 申立人は、解約手続書類の返送によって解約するに先立ち、2度にわたる電話による問い合わせにより、解約前の事故による通院については、解約後の通院についても、通院共済金の支払いを受けることができるとの説明を受けたと主張する。

被申立人において、申立人の主張するところを踏まえ申立人及び申立人の配偶者との間の通話記録を調査した結果を記載した書面によれば、本件事故以後、解約手続書類を返送した間には、本件事故連絡、他の事故に係る事故連絡及び申立人の配偶者からの本件解約連絡のほかには通話記録は存在しなかったというのである。そして、通話記録の調査について特段疑わしいと思われる点は見当たらない。その他、申立人主張の問い合わせ及び被申立人による説明についてこれを裏付ける資料は存在しないから、申立人のこの点の主張は認めることができない。

- (4) 申立人は、申立人の配偶者による本件解約連絡に際して、解約後は通院を続けても通院共済金が支払われない旨の説明をすべきであったにもかかわらず、そのような説明がなかった旨主張する。この点について、通話記録によると、申立人の配偶者に対して、被申立人の担当者は、解約届が被申立人に到達した月の月末を以て本件共済契約の保障が終了となる旨を告げている。これに関して、申立人は、本件事故連絡と同じ平成26年8月中に申立人の配偶者が本件解約連絡をしており、共済期間の終了までであっても事故発生から1ヶ月強の期間しかないのであるから、より積極的に被申立人から、解約を申し出た申立人の配偶者に対して、解約による共済期間の終了後は、解約前の事故によって生じた通院のうち共済期間終了後の通院について通院共済金の支払が行われないことによる不都合を質問すべきであると主張する。しかし、本件においては、被申立人に対して本件事故による通院にかかる共済金の支払請求自体は、平成27年2月に共済金請求書によって行われており、申立人の配偶者による本件解約連絡の時点においては、被申立人において通院がなされている事実及び通院共済金の支払を求める意思を確知しえないのであるから、申立人主張のような積極的な質問をなし得る基礎を欠くものといえる。以上からすれば、本件共済契約の解約の申出を申立人の配偶者が電話連絡によって行った際の被申立人の説明にも欠けるところがあったということとはできず、申立人の主張を認めることはできない。